

事務連絡
平成19年11月22日

炭酸飲料 J A S 認定工場
格付担当者 御中

財団法人日本炭酸飲料検査協会

炭酸飲料の格付規程の変更について

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、炭酸飲料についての製造業者等の認定の技術的基準の変更となったことは、別紙文書にてお知らせさせていただきました。その中で「格付規程」の変更が必要な旨を記載いたしました。今後の具体的な対応につきましてご連絡させていただきます。

平成19年12月21日が改正されました認定の技術的基準の施行日となっておりますので、12月21日からはすべての炭酸飲料 J A S 認定工場は、改正されました認定の技術的基準に適用することが必要になります。しかし、期日がせまっております関係上すべての認定工場での対応は難しいと思われますので、以下のとおり順次適用をお願いいたします。

1. これから認定工場切り替えの申請書を提出する工場の場合

- ① 12月21日以降の提出の場合は、改正されました認定の技術的基準の内容に合った「格付規程」を作成していただき、必要書類と一緒にご提出をお願いいたします。
- ② 12月21日までに本会に必着でご提出していただく場合は、「格付規程」の変更は必要有りませんが、早い時期での変更をお願いいたします。(実地調査時に改めてご説明させていただきます。)

2. すでに新 J A S 法に基づいての切り替えが済んだ工場の場合

確認調査に本会の審査員がお伺いしましたときに「変更した格付規程」を提出していただくか、後日期間を空けずに「変更した格付規程」を送付していただくことのどちらかで対応をお願いいたします。

3. 切り替え申請書を提出済みで実地調査前の工場の場合

実地調査は、ご提出いただいた申請書の内容に沿って実施いたします。その後、早い時期での「変更した格付規程」の提出をお願いいたします。

4. 切り替え申請を行わない工場の場合

この認定の技術的基準につきましては、「炭酸飲料 J A S 認定工場」であるために、その内容に適用していただくことが必須です。従いまして、定期工場調査実施後など期間をあまり空けずに「変更した格付規程」の提出をお願いいたします。

1～4に各認定工場の対応を記述させていただきましたが、規程をどのように変更するかについてですが、以下のようなことが考えられます。

- 1) 今手元にある格付規程に、内部監査を実施する規定を追加記載する。
- 2) 新たに規程を作成し直す。

各認定工場におきまして、ご都合のよろしい形を選択して下さい。

なお、規程の変更提出後1年以内には、格付の実施方法についての内部監査を実施していただくことになり、その記録は今後の確認調査のときの確認資料となりますので、必ずお手元にて保管をしてください。

参考までに本会での「格付規程（事例）」（第10条内部監査の項を追加したもの）を送付いたします。ご活用下さい。

敬具

この内容につきましてご不明な点はお問い合わせください。

担当：大貫・内木